

平成23年御嵩町議会第2回定例会会議録

1. 招集年月日 平成23年7月7日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成23年7月7日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 議案第24号 平成23年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について
 - 議案第25号 平成23年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）について

議事日程第1号

平成23年7月7日（木曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 町長の施政方針の発表

日程第4 諸般の報告

議長報告 4件

(1) 財政援助団体監査報告書

(2) 随時監査実施報告書

(3) 定例監査実施報告書

(4) 現金出納検査結果報告（平成23年2月分～5月分）

日程第5 委員長報告 4件

(1) 新丸山ダム対策特別委員会最終報告書

(2) 自動車道対策特別委員会最終報告書

(3) 名鉄路線対策特別委員会最終報告書

(4) 亜炭鉱害対策特別委員会最終報告書

日程第6 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

日程第7 御嵩町農業委員会選任委員の推薦

日程第8 議案の上程及び提案理由の説明 2件

議案第24号 平成23年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について

議案第25号 平成23年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）について

出席議員（10名）

議長 鈴木元八

1番 伊崎公介

3番 早川文人

5番 植松康祐

6番 大沢まり子

7番 岡本隆子

8番 亀井千歳

9番 佐谷時繁

10番 梅原勇

11番 谷口鈴男

欠席議員（なし）

欠 員 (2名)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	渡 邊 公 夫	副 町 長	竹 内 正 康
教 育 長	丹 羽 一 仁	総 務 部 長	鍵 谷 昌 孝
民 生 部 長	瀬 瀬 久 美	建 設 部 長	松 岡 学 一
教育担当参事	安 藤 信 治	企 画 調 整 担 当 参 事	三 輪 康 典
総 務 課 長	田 中 康 文	企 画 課 長	加 藤 暢 彦
まちづくり課長	奥 村 悟	税 務 課 長	佐久間 英 明
住民環境課長	寺 本 公 行	保 険 長 寿 課 長	山 田 徹
福 祉 課 長	若 尾 要 司	農 林 課 長	植 松 和 徳
上下水道課長	亀 井 孝 年	建 設 課 長	伊 左 次 一 郎
会 計 管 理 者	藤 木 伸 治	学 校 教 育 課 長	田 中 秀 典

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡 辺 謙 二	議 会 事 務 局 書 記	渡 辺 一 直
--------	---------	------------------	---------

開会の宣告

議長（鈴木元八君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、平成23年御嵩町議会第2回定例会は成立しましたので、開会をいたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりでありますので、よろしくお願いをいたします。

なお、玉木生涯学習課長につきましては、公務のため、本日の会議を欠席するとの報告がありましたので、これを報告いたします。

ケーブルテレビ可児より撮影の依頼がありましたので、これを許可いたします。

また、広報紙等に使用するため、写真撮影等も町関係職員が行う場合がありますので、その点もあわせて許可をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、招集者 渡邊町長よりあいさつをお願いします。

渡邊町長。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

今回が、現在の議員のメンバーの方々最後の定例会ということでもあります。そういう意味では慎重なる審議をお願いしたい、そう思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（鈴木元八君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

会議録署名議員の指名

議長（鈴木元八君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 伊崎公介君、3番 早川文人君の2名を指名いたします。

会期の決定

議長（鈴木元八君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、7月4日の議会運営委員会において、本日より7月15日までの9日間と決めさせていただきました。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日より15日までの9日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

町長の施政方針の発表

議長（鈴木元八君）

日程第3、町長の施政方針の発表を行います。

渡邊町長、お願いします。

町長（渡邊公夫君）

改めて、よろしく願いいたします。

先ほど申し上げたように、施政方針といえども簡潔にということがございましたので、若干はしよりますけれども、よろしく願いしたいと思います。

所信表明を述べるに当たり、冒頭に東日本大震災により亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

去る6月12日、御嵩町にとって初の町長と町議会選挙の同時選挙が実施されました。4月26日任期満了以降46日間、町長不在となりましたが、その間、職務代理者として御嵩町行政を守っていただいた副町長を初め職員に対し、改めて感謝の意を表します。

また、議長におかれましても、町長不在期間、時間の許す限り役場に出てきていただいていたとのこと、この場をおかりいたしまして心よりお礼を申し上げます。ありがとうございます。

6月7日告示されました町長選挙においては、私に対して6,672票を投じていただき、当選させていただくことができました。身の引き締まる思いで、選挙スタッフ、また支持者と喜びを分かち合いました。私は、これまでの4年間でお示ししましたマニフェストの達成度については、おおむね合格点がいただけるのではないかと考えておりました。また、これからの4年間に取り組みたいと思う政策を訴えながら、選挙戦を戦ってまいりました。それらに対する評価が、今回の選挙結果にあらわれたのではないかと考えております。

私は、町長選挙が実施されたことについては、最初は戸惑いもございましたが、次第によか

ったと思えるようになりました。実績、そして反省点も踏まえ、過去4年間を振り返ることができましたし、マニフェストを掲げながら選挙をすることで、私自身の頭の中の整理ができ、これからの4年間でなすべき重要な課題が明確となり、より多くの町民の皆様は私の政策を深く知っていただく機会を得たからであります。

私は、過去に町議選、町長選と合わせ5回の選挙を経験しておりますが、今回の選挙ほど町内をくまなく回らせていただいたこと、またさまざまな立場の多くの方にお会いしたことはございません。そして、この機会に町民の皆様の声をとくさん聞くことができました。今後4年間、貴重な声をもとにつくり上げたマニフェストを、しっかりと腰を据えて実現していきたいと思っております。

しかし、他方では、私ではない候補者に投票された方が3,360人いらっしゃることも確かです。その理由を解析することも、私のこれからの4年間の重要な仕事と言えます。4年後には、そうした方々にも、渡邊町長になってよかったと言っていただけのような町政運営をしていきたいと考えております。

それでは、私のマニフェスト、また選挙時に演説等で触れました点についての一部を御説明させていただきます。

昨年の7・15災害を教訓とした防災対策につきましては、これまでもたびたび申し上げてきたところでありますが、東日本大震災の発生により、いかに想定範囲を広げていくかという課題について思い知らされることとなりました。同時選挙となり、46日間の町長空席期間が生じ、最も無力感を持ったのも大震災に対してであります。

私は、震災の状況が明らかになっていくにつれ、被災された方々のことを思えば、同じ日本人として何かできることをしなければという思いに駆られました。まず、全国産廃問題市町村連絡会のネットワークを通じ、栃木県那須塩原市に対して物資や水の支援を行い、また町民の皆様より寄せられた段ボール379箱分の支援物資を、可児市の東岐運輸の御協力をいただきながら宮城県石巻市へ搬送しました。さらに、宮城県白石市への文房具の支援、岩手県陸前高田市への保健師の派遣などを実施しております。災害時に、町職員や消防団員の働きは非常に重要であり、今後の職務に生かせるよう、未曾有の災害の状況について知っていただく必要性を強く感じております。このため、数回に分けて現地に派遣し、支援作業を通じて被災した状況下で何をすべきかを学んでいただくことを計画し、補正予算で必要経費を計上しております。

今回の震災では、災害支援協定を結んでいる自治体間において、スピーディーかつ適切な支援が行われたように聞いております。今後の課題として、ほかの市町村と支援協定を締結することも視野に入れ、さまざまな防災対策を展開していくことを考えております。

安全なエネルギー政策としましては、リーマンショック経済対策の交付金を活用し、駅前に

「御嶽宿さんさん広場」を象徴的存在として整備させていただいたのは、御承知のとおりであります。平成22年度には「みたけ太陽光発電マップ」を作成し、町クリーンエネルギービジョンを策定いたしました。今後、その流れを踏まえ、計画を具体的に町民の皆様にお示しをいたします。

亜炭鉱廃坑問題の解決に向けて、本日午後より、あらゆる可能性を模索するため、「御嵩町亜炭鉱廃坑対策プロジェクトチーム」を発足させます。町民の皆様の安全のため、担当業務をしっかりと務めつつ、行動の伴う議論をさせる所存であります。

次に名鉄広見線対策であります。地元東濃高校の活性化こそが広見線対策と位置づけ、対応してまいります。

また、法定協議会については、御嵩町のひとり相撲とならないよう、関係者との協力関係を構築しつつ、年度内に設置することを目標としております。

前沢地区における産業廃棄物処理施設設置計画については、選挙戦であらゆる面から検討し、受け入れないことを前提とした行政運営を図ると申し上げてまいりました。その姿勢を崩すことなく、町民の皆様、町民の代表である議会と歩調を合わせていきたいと考えております。

そのほか、多くの事業について選挙期間中に申し上げてまいりましたが、新議員によって9月に開催される定例会のあいさつの中でも詳しく御説明させていただく所存ですので、御理解のほど、よろしく願いをいたします。

最後になりましたが、今回、議案として提出いたします案件について、若干述べさせていただきます。

まず、今回提案の一般会計補正予算関連についてであります。骨格予算として編成した平成23年度当初予算に肉づけをさせていただくなどの予算を計上いたしました。

まず歳入についてですが、上之郷保育園の耐震及び大規模改修工事の財源として、福祉向上基金繰入金600万円、民生債600万円、さらに繰越金3,105万1,000円等を計上し、歳入補正額合計は6,178万円となっております。

次に歳出であります。上之郷保育園の耐震工事費として2,552万6,000円、設計委託料として308万5,000円、東日本大震災の被災地でボランティア作業を実施するための職員及び消防団員の旅費として48万円、バス利用等に要する委託料として264万円等を計上し、歳出補正額合計は6,178万円となっております。

以上、2期目の町政運営のかじを取らせていただく所信を表明させていただくとともに、補正予算の概要について御説明申し上げます。

御嵩町には、大小さまざまな問題が山積しております。これらの問題に取り組んでいくには、議会や町民の皆様との信頼関係が重要であります。職員との信頼関係も重要であります。こ

れからもチームワークを大切に、私と職員一丸となって全力で町政に当たっていきます。「チーム・ワタナベ」の新たな4年間の始まりであります。議員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

また、今回の同時選挙において、町議会議員選挙に立候補された現職の方はすべて再選され、まことにおめでとうございます。また、御勇退される方につきましては、長い間大変御苦労さまでございました。お疲れさまでございました。7月26日からは、新しく当選された議員の方々の任期が始まります。今後も、議会において、活発で前向きな議論ができることを期待しております。

今回提案いたしますのは、一般会計及び下水道特別会計の補正予算に関する議案、計2件であります。後ほど担当から詳細について御説明を申し上げます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

長時間にわたり御清聴ありがとうございました。引き続き皆様の御理解、御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。私の所信表明とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（鈴木元八君）

ただいま町長の施政方針の発表がありました。施政方針に対し、質問のある方は、あす8日の正午までに通告書により事務局まで提出をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

諸般の報告

議長（鈴木元八君）

日程第4、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります諸般の報告つづりをごらんください。

財政援助団体監査報告書、随時監査実施報告書、定例監査実施報告書、現金出納検査結果報告、これは平成23年2月から5月分までであります。

以上が議長あてにありました。この写しを配付させていただきますので、議長報告にかえさせていただきます。監査の方、御苦労さんでございました。

以上で、議長報告を終わります。

委員長報告

議長（鈴木元八君）

日程第5、委員長報告を行います。

各特別委員会から、議長に委員長報告がありました。

これを議題としたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

ただいま議題といたしました特別委員会から、議長あてに報告書類の提出がありましたので、各特別委員長から報告をしていただき、質疑を行います。

なお、報告書の写しをお手元に配付してありますので、よろしくお願ひします。

それでは最初に、新丸山ダム対策特別委員会委員長、報告を求めます。

新丸山ダム特別委員会委員長 梅原勇君。

新丸山ダム特別委員会委員長（梅原 勇君）

おはようございます。

ただいまより新丸山ダム対策特別委員会の報告を行いますので、御清聴をよろしくお願ひいたします。

御嵩町議会議長 鈴木元八様、平成23年7月4日、新丸山ダム対策特別委員会委員長 梅原勇。

新丸山ダム対策特別委員会最終報告書。

本委員会に付託されている事件に関し、これまで行ってきました調査・研究についての経過を御報告いたします。

1. 経過。平成22年6月4日金曜日午前9時30分より、新丸山ダム工事事務所より石原所長、木村副所長、福澤課長の3名より、平成22年度の予算及び事業概要の説明を受けました。

平成23年5月19日午前10時より、新丸山ダム工事事務所より、石原所長、青島副所長、福澤課長の3名より、23年度の予算及び事業概要の説明、今後の事業の推移の説明を受けました。

2. 最終まとめ。国は、2009年の政権交代後、全国83のダムについて建設の是非を再検証している。新丸山ダム建設事業もその対象であります。また、余談になりますが、先日、そのうちの二つのダムの建設が中止と決定いたしております。したがって、平成22年度、平成23年度も大きな工事予算はつかず、大きな事業の進捗はありませんでした。今後は、国の再検証の結論を待つ以外に方法がありませんが、しかし、大久後トンネルから八百津側へのアクセス道路が旧道のままなので、新丸山ダム建設が決定すれば資材運搬道の早期着工、もし中止になっても県道の整備と、今後も国や県へ強く働きかけることが必要と思われるので、総務建設産業常任委員会での旨検討され、調査項目等ございましたら、新たに特別委員会の立ち上げをお願ひしたいと思ひます。

これで最終報告を終わります。

議長（鈴木元八君）

ただいま、新丸山ダム対策特別対策委員会委員長より報告がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続きまして、自動車道対策特別委員会委員長に報告を求めます。

自動車道対策特別委員会委員長 谷口鈴男君。

自動車道対策特別委員会委員長（谷口鈴男君）

おはようございます。

それでは、自動車道対策特別委員会の最終の報告をいたします。

御嵩町議会議長 鈴木元八様、平成23年7月4日、自動車道対策特別委員会委員長 谷口鈴男。

当委員会に付託されている事件に関し、これまで行ってきた調査・研究について経過を報告します。

1. 経過。平成21年12月18日、当委員会は中間報告を行っており、その後、平成22年3月1日、国交省多治見砂防国道事務所より一般国道21号可児御嵩バイパス事業状況の説明を受けました。

平成22年5月10日午後2時より、役場第2委員会室において委員会を開催し、国道21号バイパスの進捗状況、地元要望、特に町道中253号線と21号バイパスとの交差点を信号交差点にする案件等の対応につき、建設課より説明を受け、協議をしました。

平成22年6月7日午前11時45分より、役場第2委員会室において委員会を開催し、特に地元要望等の対応につき協議をした。

平成22年6月10日、古屋敷自治会長 西川毅氏より御嵩町議会に対し、21号バイパス尼ヶ池交差点への信号設置等に関する請願が提出され、同6月定例会において、これが採択されました。

平成23年5月20日午前10時より、国道21号可児御嵩バイパス暫定供用の総括、並びに現国道21号線再生事業について委員会を開催し、協議をしました。

最終まとめ。平成22年10月30日全線開通、これは暫定供用でございますが、全線開通した国道21号可児御嵩バイパスによって周辺道路における走行性向上が認められるとともに、国道21

号利用者の安全性が格段に向上し、バイパス導入効果が認められることとなった。

反面、地元要望等の対応については若干の問題を残しており、今後、その対策には継続的に取り組む必要がある。特にバイパス計画の実施の中で生じている集落の分断による弊害、機能回復道路の確保等に留意する必要があるとともに、最大の問題は、尼ヶ池交差点に信号・横断歩道を設置する問題である。国交省砂防国道事務所は23年度に財源措置の予定を持っており、残るは公安協議のみとなっているので、その実現に町は最大限努力し、その責務を果たすべきである。

当委員会はこの報告をもって終了いたしますが、今後、道路計画の見直し、基幹道路整備等も考えられますので、新しい議会において新たな対応をお願いしたい。

以上でございます。

議長（鈴木元八君）

ただいま、自動車道対策特別委員会委員長より報告がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続きまして、名鉄対策特別委員会委員長に報告を求めます。

名鉄対策特別委員会委員長 岡本隆子さん。

名鉄対策特別委員会委員長（岡本隆子君）

御嵩町議会議長 鈴木元八様、平成23年7月4日、名鉄路線対策特別委員会委員長 岡本隆子。

名鉄路線対策特別委員会最終報告書。

本委員会に付託されている事件に関し、これまでに行ってきた調査・研究についての経過を報告いたします。

1. 経過。平成21年11月2日第14回より平成23年5月16日第25回まで、計12回、名鉄広見線存続のために特別委員会として調査・研究を積み重ねてまいりました。

2. 最終まとめ。平成19年12月19日から設置されたこの特別委員会で、どうしたら広見線の存続が図れるかに主眼を置いて調査・検証等を行ってまいりました。

名鉄広見線の利用者が大きく減少している中で、まず取り組むべきは利用者の増であるとして、平成24年度の年間輸送人員目標を111万1,000人とする可児市、八百津町、御嵩町による活性化協議会の報告を随時受け、議会としては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に

基づく法定協議会の設置を求めてきました。

今後の特別委員会の設置につきましては、地域住民の足をいかにして確保していくかについて、名鉄広見線も含めた公共交通全体の中で考えていく必要があると思います。

以上で報告を終わらせていただきます。

議長（鈴木元八君）

ただいま名鉄路線対策特別委員会委員長より報告がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続きまして、亜炭鉱害対策特別委員会委員長に報告を求めます。

亜炭鉱害対策特別委員会委員長 植松康祐君。

亜炭鉱害対策特別委員会委員長（植松康祐君）

それでは、平成23年7月4日、御嵩町議会議長 鈴木元八様、亜炭鉱害対策特別委員会委員長 植松康祐。

亜炭鉱害対策特別委員会最終報告をさせていただきたいと思います。

本委員会に付託されている事件に関し、これまでに行ってきた調査・研究についての経過を報告します。

1. 経過。平成22年5月28日金曜日、町長、議長に特別委員会委員長・副委員長が同行し、国会内の民主党 吉田副幹事長、経済産業省内の近藤経済産業大臣政務官を訪れ、本町で多発する亜炭鉱廃坑に起因する陥没被害の現況説明をするとともに、亜炭鉱害に関する要望を行いました。

被害者の負担軽減について、仮住居に関する費用については、復旧工事期間のみ基金の対象となり、たとえ被害発生時から住居不可能となった場合でも、基金からの費用の支払いはできない。

特定鉱害復旧事業制度の柔軟な対応について、特定鉱害復旧工事制度は補償制度ではない。家屋所有者の希望により改築工事や移転工事が可能であるが、現場回復工事の額を超える場合は家屋所有者の負担となる。

同年10月20日に顔戸地内において住宅5戸を含む土地の地盤が突然広範囲に沈下し、町が住民に対し避難指示・避難勧告を行う大規模な陥没被害が発生しております。

特定鉱害認定（平成22年10月21日）、中部経済産業局、（財）岐阜県産業経済振興センター、

岐阜県御嵩町による合同現地調査を行いました。

応急復旧工事（沈下区域内の陥没箇所の埋め戻し6カ所）、調査設計業務発注ということで、境界確認、地質調査、家屋調査、復旧設計、現在家屋復旧設計作業中であります。

そういった中で、復旧工事の予定ですが、①道路及び宅地部地盤復旧工事、限定充てん工事です。②農地等の復旧工事、③家屋等の復旧工事（復旧対象家屋は6戸）、④公共施設の復旧工事（道路・上下水道復旧）。

避難状況、教員住宅への避難は4戸、親戚宅への避難は1戸、借家への避難は1戸ということで、6戸が避難状況に入っております。

次に、平成22年11月29日に亜炭鉱害対策特別委員会を開催し、町から被害発生からの経過や復旧対策に関する事業について説明を受けるとともに、被災者救済の立場から現在の特定鉱害復旧事業制度の改善に関する重要事項などの要望について、議会としての国への意見書提出について協議を行いました。

平成23年5月18日亜炭鉱害対策特別委員会を開催し、昨年10月に発生した顔戸地内の大規模陥没被害者と、平成19年度に発生し、復旧工事未着工だった比衣地内の家屋被害の復旧事業の進捗状況などについて町から説明を受けるとともに、特別委員会として今後の本町の亜炭鉱害対策の方向性について協議を行いました。

2. 最終まとめ。本町の亜炭鉱廃坑に起因する陥没被害については毎年発生しており、規模も、平成19年9月に比衣地内で発生した大規模被害、昨年10月に顔戸地内で発生した大規模被害と、その規模も大きなものになっております。この2件の住宅地で発生した大規模被害は、住民が本町で居住していく上で大きな不安となっております。

今後も、議会として本町の住民が安心して暮らしていけるよう、町とともに国・県に対して、強く亜炭鉱害対策の制度の充実について働きかけを行っていくことが重要であると考えております。

以上で報告を終わります。

議長（鈴木元八君）

ただいま、亜炭鉱害対策特別委員会委員長より報告がありました。

質疑を行います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

梅原勇君。

10番（梅原 勇君）

御報告、御苦労さまでございました。

報告書の中に、特別委員会として、今後の本町の亜炭鉱害対策の方向性について協議を行い

ましたとありますが、新しい議会にどう引き継ぐべく方向性を打ち出されたのか、お聞かせください。

議長（鈴木元八君）

新しい委員会に引き継ぐべき報告はどうですか。その件について、植松委員長。

亜炭鉱害対策特別委員会委員長（植松康祐君）

細かくはまだ報告できませんが、今度新しく委員会ができた段階で皆さんと御協議をさせていただきながら、亜炭鉱害対策、そして被害に遭った方々に対する救助、そういうものについて、町当局、あるいは県・国などとも、今まで同様、お話をさせていただきながら頑張っていかななくちゃいけない。我が町だけでは解決していくのが難しいと思いますので、今いろんな話が出ていますが、その現地だけ復旧するというだけでは、すぐ隣で陥没しても、なかなか時間的な余裕が必要になってくるということがありますので、もう少し突き詰めた話し合いをしていかななくちゃいけないと私自身も思いますので、今、端的な御返答はできませんのでお許しをいただき、新年度に向かって頑張るといってお許しをいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木元八君）

梅原勇君。

10番（梅原 勇君）

ただいま御質問しましたのは、どういう方向性を協議されたかということをお聞きしたいと思って御質問いたしましたので、お願いいたします。

議長（鈴木元八君）

委員会での協議の内容を。今は、植松委員長個人の発言だと思いますので、委員会として、その発言があったかどうかの問いでございますので、よろしく申し上げます。

植松康祐君。

亜炭鉱害対策特別委員会委員長（植松康祐君）

ちょっと時間かかるよ。

議長（鈴木元八君）

調査時間を与えますので、谷口鈴男君。

11番（谷口鈴男君）

亜炭鉱害特別対策委員会の副委員長という立場で、ただいまの梅原議員の御指摘に対して、委員会で協議した内容として、二、三報告をいたしたいと思います。

特に特別委員会として、今後の本町の亜炭鉱害対策の方向性について協議を行いましたということについては、被災者に対する救済の原資、これも基金の増設を求めていく必要があると。

これについてはまだ回答をいただいておりますし、さらにこの被害とは別に、町内の縦横に走っておる廃坑に対して今後予防的措置がとれるような制度の拡充、ないしは新しい制度の確立を県なり国に対して求めていく必要があると。これが、今後御嵩町にとって大きな鉱害対策に対する基本的な方向であると。したがって、この点については十分な検証が今日までできておりませんので、そういう意味で、今後の方向性としてぜひ継続して検証していただきたいと、そういうことでございます。以上です。

議長（鈴木元八君）

それでは、植松康祐君。

亜炭鉱害対策特別委員会委員長（植松康祐君）

今、谷口議員からもお話がありましたように、この亜炭鉱害に対する対応をもう少ししっかりしていきながら、町民に対する皆様方の御理解をいただく、また皆様方のいろんな御意見をいただく。やはりそういう機会をつくっていきながら、町執行部とも細かな話し合いをさせていただき、昨年議長も同行してきましたが、国へ行ったり、県へ行ったり、そして要望したり、陳情したりしながら救済に努力していかなくちゃいけない、そういう気持ちでありますので、そういう話もさせていただきました。ですから、空洞対策、あるいは安全性、それから小・中学校の校庭の下の穴、そういうものに対して、これからも極力調査をしながら対応していかなくちゃいけないなということでもありますので、そういう報告だけさせていただきたいと思いません。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

梅原勇君。

10番（梅原 勇君）

ちょっと要領を得なかったのですが、結構です。ありがとうございました。

議長（鈴木元八君）

谷口鈴木議員が申されましたこの関係については、検討の中に入っていないという、ノーの発言がありましたので、今後はそういうことのないように、委員会の報告は、そのようにしっかりやっていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

[挙手する者あり]

佐谷時繁君。

9番（佐谷時繁君）

特別委員会の皆さん、御苦労さんでした。

確認というか、お願いなんですけど、今回の、たしか8,900万ぐらい、9,000万近くかかったと

思いますけれども、これは町行政の方の努力によって町の負担がほとんどなしでやっていただけるといふ非常にいい結果が出ていますが、御存じのように約5億しか、県の方はこの基金として積んでおらないと。これで御嵩町が、亜炭の空洞があちらこちらにあるという中で、これは一般論ですが、全部完結しようと思うと500億から1,000億かかるんじゃないかというような報道もなされております。そういう中に我々がいてるわけですが、こういう対症療法だけではとても手に負えないという感じがしています。

そこで、植松委員長の方からも報告がありましたように、ぜひ次の委員会、議会でも、この問題については我が町の最大の課題の一つだと私は認識していますので、ぜひこの問題に真正面から取り組んでいただいて、お願いをしたいと思っております。その辺のことについて、これから新しい委員会になるので、植松委員長にこの件を聞くのは酷かもしれませんが、引き継ぎという意味で、そここのところの亜炭に対する町の対応の決意を述べていただければと思います。

議長（鈴木元八君）

では、委員長としてお答えください。できれば、町長、むずむずしておられますけれども、植松委員長としての答えを出してください。

亜炭鉱害対策特別委員会委員長（植松康祐君）

佐谷議員、ありがとうございました。今、おたくが言われましたように、一生懸命、やはり地域の安静、そして安心・安全・快適な生活が送れる我がまちづくりのために、新しい亜炭鉱害対策特別委員会が誕生し、新しい委員長・副委員長が生まれてくると思いますので、そういう人たちに今までの経験をよくお話をしながら、少しでもお役に立てるように頑張っていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。できたら佐谷議員が委員長になっていただくのが一番いいんじゃないかなと思いますが、よろしくどうぞ。

議長（鈴木元八君）

それでは、この問題についての質疑はこれで終わりたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、これで質疑を終わります。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

議長（鈴木元八君）

続きまして日程第6、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

現在の岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員ですが、竹内副町長が平成23年3月4日の第1回定例会で選任をされ、代表の議員になっておられますが、7月7日付で辞職をされました

ので、新たに岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員を選出するために、地方自治法第291条の5第1項及び岐阜県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定に基づき、選挙を行うものでございます。

この件につきましては、先般の全協で皆さんにその内容の周知は十分してあるものでございます。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名をすることにしたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員には、町長 渡邊公夫君を指名したいと思います。

お諮りします。ただいま議長が指名しました町長 渡邊公夫君を、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人に定めることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名しました町長 渡邊公夫君が、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました町長 渡邊公夫君が議場におられます。御嵩町議会会議規則第33条2項の規定により、当選の告知を行います。

承認について、いかがされますか。

渡邊町長。

町長（渡邊公夫君）

謹んでお受けさせていただきます。ありがとうございます。

議長（鈴木元八君）

ありがとうございます。御苦労さんですが、ひとつよろしく願いをいたします。

日程第7 御嵩町農業委員会選任委員の推薦

議長（鈴木元八君）

続きまして日程第7、御嵩町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。推薦は指名推選とし、議長において指名することにしたいと思いますが、こ

れに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、農業委員会に関する法律第12条第1項第2号の規定により、議会推薦の農業委員は4名とし、名簿を配付し、指名者を事務局長より発表させます。

名簿の配付をお願いします。

〔名簿配付〕

議会議務局長（渡辺謙二君）

それでは、御嵩町農業委員会選任委員を発表させていただきます。

丹羽宏生さん、昭和16年8月6日生まれ、御嵩町中切1511番地。可兒完治さん、昭和19年2月22日生まれ、御嵩町御嵩2318番地の1。伊佐治伸欣さん、昭和20年8月6日生まれ、御嵩町中1338番地。伏屋光幸さん、昭和21年8月8日生まれ、御嵩町伏見1241番地3。

以上であります。

議長（鈴木元八君）

ただいま事務局長が発表しました丹羽宏生君、可兒完治君、伊佐治伸欣君、伏屋光幸君の4名を御嵩町農業委員会委員に推薦することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、丹羽宏生君、可兒完治君、伊佐治伸欣君、伏屋光幸君の4名を推薦することに決定いたしました。

それでは、ここで暫時休憩をしたいと思います。

再開時刻は10時10分からお願いします。

午前9時56分 休憩

午前10時10分 再開

議長（鈴木元八君）

それでは、休憩を解いて再開をいたします。

植松議員より先ほどの報告書の訂正について発言がありますので、植松議員、よろしく願います。

植松康祐君。

亜炭鉱害対策特別委員会委員長（植松康祐君）

大変失礼をいたしました。

先ほどの亜炭鉱害対策特別委員会の報告書で、ちょっと間違えましたので、訂正させていた

ですが、1番の経過と書いて平成22年5月28日、曜日が違っていましたので、今、御注意を受けまして、曜日を23年と22年と間違えましたので、すみません。23年は土曜日ですけれども、22年は金曜日ですので、大変申しわけございませんでした。お許しをいただきたいと思えます。以上です。

議長（鈴木元八君）

ありがとうございました。

続きまして、議長より報告しますが、先ほどの日程について、若干事務局との整合性がとれていなくて申しわけございませんでした。岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についての項目の中で、日程4と申し上げましたが、日程6に変更しておいてください。

それから、続きまして御嵩町農業委員会の委員の推薦についての日程でございますが、日程5と申し上げましたが、日程7の誤りでございますので、7に変更しておいてください。

以上、よろしく願いをいたします。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（鈴木元八君）

それでは、続きまして日程第8、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に提案されました議案第24号から議案第25号までの2件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思えます。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

議案第24号 平成23年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

田中総務課長。

総務課長（田中康文君）

それでは、議案第24号 平成23年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

赤のインデックス、補正予算の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、平成23年度予算が骨格予算であったための補正と、今後の事業を進める上で必要な措置を行うものであります。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,178万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億9,778万円とするものであります。

第2条、地方債の補正につきましては、第2表 地方債補正で説明いたします。

それでは、4ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正につきましては、上之郷保育園耐震工事の費用に充てるため、民生債を追加するものであります。起債の限度額は600万円で、起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

次に、7ページをお願いいたします。

それでは歳入から説明いたします。

款15県支出金の目02民生費県補助金、節01社会福祉費補助金1,191万7,000円は、地域支え合い体制づくり事業費補助金の交付決定に伴う補正です。自治体、住民組織、NPO、福祉サービス事業者等々との協働により、高齢者を日常的に支え合う活動の体制づくりに対する事業への補助金で、補助率は10分の10となっています。節03児童福祉費補助金の地域子育て創生事業補助金は、安心こども基金文庫設置事業及び地域子育て支援拠点研修事業に対する補助金です。また、児童虐待防止対策緊急強化事業費補助金は、児童の安全確認のための体制強化及び児童虐待防止強化のための啓発活動、人材育成、環境改善、並びに緊急対策強化の取り組みを実施し、児童虐待防止対策の緊急的な強化を図ることを目的とした補助金です。ともに補助率10分の10で、合わせて298万2,000円が交付決定されましたので、補正するものであります。

款18繰入金金の目04ふるさとみたけ応援基金繰入金130万円は、里山再生に伴う支障木等をチップ化するための機械でありますウッドチップパーの購入に伴うふるさとみたけ応援基金からの繰入金であります。

目07福祉向上基金繰入金600万円は、上之郷保育園耐震工事及び大規模改修工事に伴う福祉向上基金からの繰入金であります。

款19繰越金3,105万1,000円は平成22年度決算による繰越金の増額であります。

8ページをお願いいたします。

款20諸収入の目05雑入の全国町村会総合賠償補償保険金103万円は、上恵土地内水路転落事故に伴う損害賠償請求訴訟に係る費用が全額補償されることに伴う保険金の補正であります。

次に、コミュニティー助成事業は財団法人自治総合センターから事業費の10分の10の助成がされる事業で、今回、自主防災組織の活動支援用備品の購入に対し150万円が助成されることとなりましたので、補正するものであります。

款21町債の目09民生債600万円は、上之郷保育園耐震工事に係る起債であります。上之郷保育園耐震事業は国庫補助事業であり、事業費の補助残に対し起債を借り入れることができ、償還額の一部が交付税に算入されます。

9ページをお願いいたします。

次に、歳出を説明いたします。

款02総務費の目01一般管理費103万円は、上恵土地内水路転落事故にかかる損害賠償請求訴訟における第一審の結審に伴う弁護士委託料40万円及び控訴審着手に係る弁護士委託料63万円であります。これまで訴訟費用は保険会社から直接弁護士へ支払われていましたが、今年度からかかった費用の全額を保険金として受け入れ、弁護士へ支払うこととなりましたので、補正を行うものであります。

款03民生費の目04老人福祉費及び目07老人憩いの家管理費は、県の地域支え合い体制づくり事業費補助金の交付決定に伴う補正であります。主な事業内容としましては、災害時要援護者支援体制構築事業として、災害時での要援護者支援システムづくりを行い、要援護者マップ作成システムを導入するためのパソコンを購入する庁用備品購入費などに395万円、徘徊見守りネットワーク構築事業として、高齢徘徊者などの早期発見システムづくりを行い、支援連絡用の電気自動車を購入する庁用自動車購入事業費など500万円を計上しています。また、高齢者生きがい活動支援の拠点整備事業として、ふらっとハウス、あっと訪夢、老人憩いの家の施設整備に伴う工事費など296万7,000円を増額し、3事業合わせて1,191万7,000円の補正であります。

10ページをお願いいたします。

目01児童福祉総務費の節08報償費から節12役務費まで及び節18備品購入費の合計額313万1,000円は、地域子育て創生事業費補助金及び児童虐待防止対策緊急強化事業費補助金の採択に伴う乳児家庭全戸訪問事業専用のハイブリッド車及び乳児用の体重計2台を購入する備品購入などに係る補正であります。また、節13委託料308万5,000円及び節15工事請負費2,552万6,000円は、上之郷保育園耐震工事及び大規模改修工事に係る費用の補正であります。

款06農林水産業費の目05生活環境保全林費138万6,000円は、里山再生に伴う支障木及びみただけの森など町有施設から発生する剪定木を処理するためのウッドチップパー1台の購入費であります。

款08土木費の目03道路新設改良費330万円は、国道21号バイパス関連の地元要望に係る町道御嵩83号線、163号線道路改良工事に伴う設計委託料であります。

11ページをお願いいたします。

款09消防費の目01非常備消防費21万6,000円、並びに目04防災費の節09旅費26万4,000円及び節13委託料264万円は、東日本大震災被災地支援活動のため、御嵩町消防団及び御嵩町職員を対象として総勢80名を、4回に分けて、岐阜県を通じて宮城県の被災地へ派遣を予定しています。2泊3日の日程で、日程中の1日を現地でのボランティア活動等を実施するものであります。公務災害が適用されるよう公務での派遣としています。

目01非常備消防費の節09旅費は、消防団の費用弁償、目04防災費の節09旅費は、職員の普通旅費を計上しています。節13委託料は、バスの借り上げと1日分の宿泊に係る費用で、総額312万円の補正であります。この事業は、災害状況を見聞し、また被害に遭われた地域や被災者等とかかわりを持つことにより危機管理意識を高め、本町の災害対応能力の向上を図るとともに、ボランティア活動を通じて微力ながら被災地の復興支援に尽力することを目的に実施するものであります。節18備品購入費153万6,000円は、平成23年度コミュニティー助成事業助成金が採択されたことに伴う自主防災組織の活動支援用備品購入費であります。購入する備品は、煙体験ハウス1戸、煙を起こす発煙機1台、訓練用水消火器30個、消火器内の水を圧縮するためのエアークンプレッサー2台などであります。

款10教育費の目03学校給食センター費750万8,000円は、熱処理した野菜を冷却するための真空冷却機の機能低下に伴い、真空冷却機の更新を行うものであります。

款14予備費24万1,000円は、財源調整による予備費の増額であります。

以上で説明を終わります。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長（鈴木元八君）

それでは、続きまして議案第25号 平成23年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

亀井上下水道課長。

上下水道課長（亀井孝年君）

それでは、議案第25号 平成23年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

先ほどの補正予算のところの薄緑色の表紙の1ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ2,529万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億7,529万5,000円とするものでございます。

2項の歳入歳出の予算の補正の款項の区分と補正額は、2ページと3ページの第1表にお示ししてございます。

4ページ、5ページは事項別明細書でございます。後ほどお目通しをいただきたいと存じます。

6ページをお願いしたいと思います。

歳入補正について御説明いたします。

款06繰越金につきましては、平成22年度の決算確定に伴いまして2,529万5,000円を増額するものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳出補正について御説明いたします。

款01下水道事業費、目01下水道建設費を2,500万円増額補正するものでございます。大庭台地内の不明水対策事業として、節13の調査業務委託料に500万円を、節15の工事請負費に工事費として2,000万円を増額するものでございます。

次に、款04予備費を29万5,000円増額するものでございます。

インデックス資料の1ページをお願いいたします。

大庭台の不明水対策事業の箇所図を掲載させていただきました。下段記載のとおり、排水流量の計測を2カ所、合流路線のマンホール調査38カ所等を実施いたしまして、不明水箇所の抽出を行いまして、優先順位に沿って工事を施行する予定でございます。過去の補修状況も記載いたしましたので、後ほどお目通しのほど、よろしく申し上げます。

以上で、下水道特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（鈴木元八君）

ありがとうございました。

散会の宣告

議長（鈴木元八君）

以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

次の本議会は、7月11日午前9時より開会をいたしますので、よろしく申し上げます。

これで散会をいたします。御苦労さんでした。

午前10時28分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員